

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～感電防止措置を講じなかった疑い～

半田労働基準監督署（署長 井奥善久）は、令和 7 年 11 月 14 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで、名古屋地方検察庁半田支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

川北電気工業株式会社ほか 1 名

（所在地：愛知県名古屋市中区栄四丁目 事業内容：電気設備工事業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第 20 条第 3 号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第 347 条第 1 項（低圧活線近接作業）

労働安全衛生法第 119 条 1 号（罰則）

労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和 7 年 8 月 25 日、愛知県大府市の工場において、被疑者の雇用する労働者（24 歳）が、分電盤の電流値測定作業中に感電し、死亡する労働災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、低圧（※ 1）の充電電路に近接する場所で電気工事の作業を行わせる場合で感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該充電電路に絶縁用防具（※ 2）の装着又は労働者に絶縁用保護具（※ 3）を着用させなければならないと規定されているが、被疑者は、当該必要な措置を講じなかった疑いがあるもの。

※ 1 直流では 750V 以下、交流では 600V 以下の電圧をいう。

※ 2 電路に取り付ける感電防止のための装具をいう。

※ 3 身体に着用する感電防止用保護具をいう。

5. 関係法条文

労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

○第 20 条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(一～二号略)

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

○第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 （前略・・・）第 20 条から第 25 条まで、（・・・中略・・・）の規定に違反した者

(二～四号略)

○第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（厚生労働省令）

○第 347 条(低圧活線近接作業)

事業者は、低圧の充電電路に近接する場所で電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が当該充電電路に接触することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該充電電路に絶縁用防具を装着しなければならない。ただし、当該作業に従事する労働者に絶縁用保護具を着用させて作業を行なう場合において、当該絶縁用保護具を着用する身体の部分以外の部分が、当該充電電路に接触するおそれのないときは、この限りでない。

(第 2 ～ 3 項 略)